

議案第４２号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和４年６月３日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１０年板橋区条例第２０号）
の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「一時保護所」を「児童相談所」に改める。

第１４条第２項中「４９０円」を「９５０円」に改める。

付 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条第１項の改正規定は、令和４年７月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１４条第２項の規定は、令和４年４月１日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。
- ３ 改正後の条例第１４条第２項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。

（提案理由）

児童相談所業務手当の額の上限を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。